

地理志の突厥九姓なるものは、唐書の書き方に従へば、實は鐵勒九姓と書かるべきを誤りたるものなること殆んど疑無かるべく（冊府元龜に見ゆるものも亦然り）、彼の同書薛仁貴傳に九姓突厥と記せるものが、九姓鐵勒の誤なるべきと同一途に出づるものといふべし、此の如きを以て、余輩は舊唐書が此等の三州に就きて突厥九姓と記せるものと、東皐蘭・燕山・燭龍三州に就きて單に九姓と記せるものとの間には、實は何等特種の區別の存する無く、ともに鐵勒九姓を指せるに外ならずと爲す。

さて又東皐蘭州に就きては、新唐書地理志は「以渾部置、初爲都督府、并以延陀餘衆置祁連州、後罷都督、又分東西州、永徽三年皆廢、後復置東皐蘭州、僑治鳴沙」と記し、燭龍州に就きては「貞觀二十三年析瀚海都督之掘羅勿部、僑治溫池」と記し、燕山州に就きては、只だ「僑治溫池」とのみ記せり、此の如きを以て、若し新舊唐書地理志の記する所が各々眞實にして、而して舊書の突厥九姓なるものが鐵勒九姓の誤に外ならずとする余輩の見解が正鵠を得たりとすれば、多濫葛（多覽葛）・奚結・阿跌・渾及び掘羅勿なる五部は（燕山州は何部を以て置きしか、今之に關する記載を知らず）、鐵勒九姓中に數へられたるものなりとの結論に達せざる可らず、果して然らば渾部の外の四部は、本論に於て見たる唐會要所載の九姓各部の名稱とは合致せざるものにして、その何れを以て眞とすべきかは深く考慮を加ふべきなり、尤も掘羅勿なる部は既に本論第二章註釋に於て見たるが如く、兩唐書回鶻傳の咽羅勿（舊唐書廻紇傳には咄羅勿と書けど、咄字は咽字の誤なること明らかなり）にして、回鶻の九姓部中の一なれば、之を稱するに九姓の名を以てするは、事實上唐會要の記載と矛盾するものに非れども、他の多覽葛・奚結・阿跌の三部に就きては、到底兩者の一致を求め得べきに非ず、而して唐會要に見ゆる九姓各部の中、少くとも回鶻